

令和3年分所得税の確定申告について

問合 津島税務署 ☎26-2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

●申告相談の体制について

開設期間 (土日祝を除く)	申告相談会場	開設時間	受付方法
1月17日(月)～ 2月9日(水)	津島税務署	午前9時～午後5時	入場整理券方式
2月10日(木)～ 3月15日(火)	津島市文化会館		

- ※1 「入場整理券」は会場で当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配布されます。
なお、1月14日(金)までは、電話による事前予約により相談をお受けします。
- ※2 入場整理券の配布状況によっては受付を早めに終了する場合があります。
- ※3 土・日曜日および祝日は開設していませんが、2月20日(日)・27日(日)に限り開設します。
ご理解いただきますようお願いします。

●感染症の感染防止策について

ご来場の際は、必ずマスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。
また、手洗い、手指のアルコール消毒、咳エチケットの励行をお願いします。

所得税および贈与税等の確定申告 **申告と納付の期限**

所得税および贈与税…**3月15日(火)**

個人事業者の消費税…**3月31日(木)**

自宅等からのe-Tax申告のお願い!

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

令和3年分の確定申告では、感染症対策の観点から、マイナンバーカードを利用したり、税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅からご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで申告していただくようお願いします!

市・県民税等の申告について

問合せ 市・県民税申告について 市税務課市民税G ☎55-9263
確定申告について 津島税務署 ☎26-2161

令和3年分市・県民税申告書は
自分で作成して提出しましょう!!



●感染防止に伴う混雑緩和等へのご協力について

例年、2月16日から3月15日まで市で開設する申告受付会場(市役所・神守支所・神島田連絡所)は大変混雑します。そのため、**会場待ち合いの入場制限を行うなど規模を縮小して開催せざるを得ません。**皆さんの安全確保の観点からも、あらかじめ必要書類の確認を行い、**ご自分での申告の準備、作成(申告書、医療費控除明細書、事業所得(営業等、農業)または不動産所得がある方は収支内訳書)**をしていただきますようご協力をお願いします。

市・県民税申告書は、会場入口付近に設置する**申告書受付箱**への^{とうかん}投函、または**郵送**による提出が可能ですので、ご理解とご協力をお願いします。

提出先 〒496-8686(住所不要) 津島市役所税務課宛

※市・県民税申告用紙は、昨年申告された方(収入0の申告は除く)を対象に1月末にご自宅へ郵送します。また、市ホームページ「市・県民税申告」からも印刷できます。

※市・県民税の申告に限り、申告期間前でも税務課窓口で**随時受付**(開庁日に限る)を行います。

※37度5分以上の発熱の症状のある方や体調の優れない方は、来場をお控えください。

※ご来場の際はマスクを着用してください。

※会場は常時窓を開けて換気しますので、温かい服装でご来場ください。

●申告相談受付について

当日、各会場で**番号札**を配布します。番号札に記載されている指定時間内に入場してください。

※番号札の配布数に限りがあるため、配布状況により受付を早く終了する場合があります。

※複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。

次に該当される方は津島税務署(文化会館申告会場)へ

- ①個人事業主で、青色申告決算書が未作成または作成の相談をされる方
- ②確定申告をされる方で、事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ③令和3年中に土地や家屋、株式を売却された方
- ④家屋の新築または購入などにより、新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ⑤死亡された方の確定申告をされる方

対象の方へ、所得の申告に必要な書類を送付します

医療費通知の発送

国民健康保険証で医療機関を受診された方に対し、2カ月ごとに発送しています。令和3年11・12月診療分を2月下旬に発送します。

確定申告などで医療費控除を申告する方は、通知を添付することで医療費控除明細書の記載を省略することができます。医療費通知が届く前に申告する方は、領収書をご利用ください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
☎24-1113

障害者控除対象者認定書の発送

所得税および市・県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送します。

対象

特別障がい者 65歳以上で12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

障がい者 65歳以上で12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

令和3年度 国民健康保険税の減免

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

特別な事情で保険税を納めることが困難な世帯の方に対し、保険税の減免制度を設けています。

減免を受けるには申請が必要です。

申請期限 2月21日(月)

持ち物 保険証、身元確認書類

区分	減免を受ける理由		減免する額
災害減免	震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が右に掲げる被害を受けたとき	全壊・全焼 または流出	減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の全部
		半壊または半焼	減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の50%に相当する額
低所得者減免	世帯主および国保加入者の令和2年1月から12月まで(以下前年中)の総所得金額が43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)以下の所得申告世帯で、令和3年4月1日現在の国保加入世帯		令和3年度に係る保険税額の30%に相当する額
所得激減者減免	世帯主および国保加入者の令和3年1月から12月まで(以下今年中)の総所得金額の見込額が、前年中の総所得金額に比べ3分の2以下に減少し、前年中の総所得金額が500万円以下の世帯	前年中の総所得金額が250万円以下	令和3年度に係る所得割額の50%に相当する額。ただし、今年中の総所得金額が前年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。
		前年中の総所得金額が250万円を超え500万円以下	令和3年度に係る所得割額の30%に相当する額。ただし、今年中の総所得金額が前年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。

納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

送付される方

- ・納付書または口座振替で納付している方
- ・遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

送付されない方

- ・既に市役所で交付を受けている方
- ・老齢・退職年金等からの天引きで納付している方(年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご利用ください)

新型コロナウイルス感染症の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な世帯の方は、下記へご相談ください。

問合

国民健康保険税

保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

後期高齢者医療保険料

保険年金課医療・年金G ☎24-1114

介護保険料

高齢介護課介護保険G ☎24-1117